一般社団法人 日本義肢装具士協会

定款細則

I 選挙に関する項

- 1. 役員の選挙は、定款第26条に基づいて実施する。
- 2. 会長は選挙管理委員若干名を委託し、選挙管理委員会を組織する。
- 3. 選挙管理委員会は会長の命により選挙に関する事務的処理を行う。
- 4. その他、選挙に関する手続きについては別に定める。

Ⅱ 理事及び監事に関する項

- 1. 理事は、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。
- 2. 辞任しようとする役員は辞任願いを会長に提出し、理事会の承認により決定する。
- 3. 辞任によって定款第25条の役員定数を下回った場合において補欠選挙を行う。

Ⅲ 支部長及び支部長会

- 1. 会の円滑な運営を図るため、各事務所(支部)に支部長をおく。
- 2. 支部長は理事の中から選任する。
- 3. 支部長は当該支部を統括し、当該支部を代表して会長を補佐する。
- 4. 支部長会は会長の諮問機関とし、必要に応じて会長が召集する。
- 5. 支部長会は会長、副会長、常任理事、及び各支部長をもって構成し、必要に応じ理 事または委員等を参加させることができる。
- 6. 支部長会では次の事項を審議する。
 - ① 理事会に提議する事項
 - ② 総会で議決・承認された事項に関し、事業執行上必要な事項
 - ③ その他、協議を要すると会長が認めた事項

IV 委員会に関する項

- 1. 委員会として、委員会及び Working Group を置く。
- 2. 委員会は限定された事項の審議と執行を継続的に担当するものとする。
- 3. Working Group は限定された専門的事項の審議または審議と執行を担当するものとし、各年度当初または必要に応じて会長が任務事項と期限を明記して設置するものとする。
- 4. 委員会の設置及び廃止は、理事会で承認する。
- 5. 委員会・委員長は理事会の議を経て会長が委嘱し、委員会・委員は委員長の推薦に 基づき会長が委嘱する。
- 6. 委員会・委員長及び委員の任期は定款第29条の役員の任期に準ずる。但し、理事

会において別に定めた場合はこの限りではない。

- 7. 委員会・委員長が任期満了前に自ら職を辞する場合は、辞任願を理事会に提出し、 理事会の議を経なければならない。
- 8. 委員会・委員が任期満了前に自ら職を辞する場合は、当該委員会の委員長の承認の 後、辞任願を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。
- 9. 委員会・委員の交代は同時に2分の1を越えてはならない。
- 10. 委員会・委員の重複については一人2委員会までとする。
- 11. 各委員会および事務局は必要に応じ、施行内規を作成する。
- 12. 委員会の成立は、委員の過半数の出席による。委任状による委任も参加したものと みなす。但し、各委員会に内規がある場合はこの限りではない。
- 13. 委員会・委員長は委員会開催の度に、その議事録をできるだけ速やかに理事会に提出しなければならない。
- 14. 委員会・委員長翌年度の事業計画書、予算書を、総務委員会を通じて理事会に提出する。当該年度終了時に事業報告書を速やかに理事会に提出する。
- 15. 委員会の活動に必要な事務は原則として事務局が行う。
- 16. 委員の旅費は出張旅費等規程による。

V 会費に関する項

- 1. 正会員の会費は、年額 12,000 円とする。
- 2. 入会金は5,000円とする。(正会員のみ)
- 3. 学生会員の会費は、年額3,000円とする。
- 4. 購読会員の会費は、年額 12,000 円とする。
- 5. 賛助会員の会費は、年額30,000円とする。
- 6. 定款第6条(5)の名誉会員は、会費を免除する。

VI 諸手当に関する項

1. 役員や委員の公務出張手当等は別に定める出張旅費等規定によって支払う。

VII 附則

- 1. この細則は平成26年1月25日より施行する。
- 2. この細則の変更は、理事会の決議を要する。ただしV会費に関する項の変更は理事会の議を経て総会での承認を要する。
- 3. この規定の一部改定 (IV委員会に関する項 12 の但し書き) は平成 26 年 6 月 8 日 より施行する。
- 4. この規定の一部改定 (IV委員会に関する項 7,8 の辞任に関する項) は平成 27 年 5 月 31 日より施行する。